上田市地域防災計画 風水害対策編

新旧対照表

令和5年3月

頁		新		修正理由・備考			
1 0	第31	節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第	3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	長野県地域防災計 画に合わせて修正		
	第2 処理すべき事務	S文は業務の大綱	第2 処理すべき	***************************************	(文言の追加・修正)		
	6 指定公共機関		6 指定公共機	•			
	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱			
	(略)	(略)	(略)	(略)			
	電気通信事業者	(東日本電信電話㈱、(㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(㈱、ソフトバンクモ	電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモ			
		バイル(株)、楽天モバイル(株))		バイル(株)			
		(1) 公衆電気通信設備の保全に関すること		(1) 公衆電気通信設備の保全に関すること			
	(m/a)	(2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること	(mh)	(2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること			
	(略)	(略)	(略)	(略)			
1 7		第5節 被害想定		第5節 被害想定	市のハザードマッ		
		:田市災害ハザードマップが作成され公表された。 想定は、これらの資料をもとに必要な情報を抽出・整理して示した。	た。	上田市災害ハザードマップ <u>及び上田市千曲川洪水ハザードマップ</u> が作成され公表され	プの作成状況に合わせた修正 (文言の削除・修正)		
	め豪雨時には洪水被害 びかけている。上田市 河川が氾濫した場合の 得る最大規模の降雨(に流下する千曲川によって形成された低平地には、市街地が密集している。そのため想定される。上田市では災害ハザードマップ等を作成、市民に配布し、注意を呼び害ハザードマップ等は、市民に配布し、注意を呼び害ハザードマップ等は、千曲川・神川・依田川・浦野川などが大雨により増水し、2浸水予報に基づいて、浸水が及ぶ範囲を示した地図である。洪水の規模は、 <u>想定し「1000年に1回降ると予想される降雨)を対象としている。</u> 主要河川である千曲川の洪)m未満の浸水深が予想されている。	め豪雨時には洪水 がかけている。上E 河川が氾濫した場 は、想定し得る最 を対象とし、その	原西に流下する千曲川によって形成された低平地には、市街地が密集している。そのた 皮害が想定される。上田市では災害ハザードマップ等を作成、市民に配布し、注意を呼 日市災害ハザードマップ等は、千曲川・神川・依田川・浦野川などが大雨により増水し、 合の浸水予報に基づいて、浸水が及ぶ範囲を示した地図である。洪水の規模は、千曲川 大規模(千曲川流域の2日間の総雨量396mm)の降雨と100年に1回降ると予想される降雨 也の河川は100年に1回降ると予想される降雨を対象としている。 主要河川である千曲川 0m~20m未満の浸水深が予想されている。			

### 28 計画の内容 2	修正理由・備考
2 風水株に強いまちづくり。 (1) 原本信に強いまちの形成 ア 治水・前炎・まちづくり 建築を担当する名名部局の港灣の下、有議者の意見を讃まえ、薬用、 洪木・北谷東古を記すするリスの評価について検討するものとする。 <u>物に、参画や連木のリス</u> ク評価に膨いては、接次体や発生観度を管理まえて検討するようときる。 <u>物に、参画や連木のリス</u> ク評価に膨いては、接次体や発生観度を管理まえて検討するようときる。 <u>かきに応じて住民への周別を</u> を含った。 土 た。 この (数) 2 布護な選手が確認された場合は、各社会に基づき、速やかに製造命令等の見正指導を行う。また。 この 大・その内容について、風と情報は程を行うとともに、必要に応じて住民への周別を匿名ものとする。 また、 選問の 製造物は影片などが果上要要な経験を構成する意理につい、実営時の交通の確認を認合される。 参展に応じて、自然の自然の表現となどのより、参展を構造することには、別、風水雪に強いまするを形成するものとする。 また、 選別の 「他我」 といまな場合はて、全部では同様的の 当 に関連しての 無関地の を受しなの を関するとが果上要要な経験を構成する道路にいいて、 実営時の交通の確認を認るとのとまた。 の を関するとのよりまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	国の防災基本計画、
2 風水株に強いまちづくり。 (1) 原本信に強いまちの形成 ア 治水・前炎・まちづくり 建築を担当する名名部局の港灣の下、有議者の意見を讃まえ、薬用、 洪木・北谷東古を記すするリスの評価について検討するものとする。 <u>物に、参画や連木のリス</u> ク評価に膨いては、接次体や発生観度を管理まえて検討するようときる。 <u>物に、参画や連木のリス</u> ク評価に膨いては、接次体や発生観度を管理まえて検討するようときる。 <u>かきに応じて住民への周別を</u> を含った。 土 た。 この (数) 2 布護な選手が確認された場合は、各社会に基づき、速やかに製造命令等の見正指導を行う。また。 この 大・その内容について、風と情報は程を行うとともに、必要に応じて住民への周別を匿名ものとする。 また、 選問の 製造物は影片などが果上要要な経験を構成する意理につい、実営時の交通の確認を認合される。 参展に応じて、自然の自然の表現となどのより、参展を構造することには、別、風水雪に強いまするを形成するものとする。 また、 選別の 「他我」 といまな場合はて、全部では同様的の 当 に関連しての 無関地の を受しなの を関するとが果上要要な経験を構成する道路にいいて、 実営時の交通の確認を認るとのとまた。 の を関するとのよりまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	長野県地域防災計
(1) 原水省に除いまもの形成	画に合わせて修正
ア 治水・助災・まらづくり・建築を担当する各部局の連集の下、有識者の意気を踏まえ、素雨、 採木・出設等書では対金のメフの評価について機計するものとする。また、三生 の評価に割いては、潜水準や発生頻度等を整まえて検討するよう努めるものとする。また、三生 の評価に割いては、潜水準や発生頻度等を整まえて検討するよう努めるものとする。また、三生 の評価に割いては、潜水準や発生頻度等を整まえて検討するよう努力のものとする。また、三生 を、そのか同について、限と情報と高い、活路側の整備を図るものとする。また、運輸路、 類が機能関係とお別え上電変な経験を構成する当時について、異活物の交通の確保を図るものとす。また、運輸路、 類が機能関係とお別え上電変な経験を構成する当時について、異活物の交通の確保を図るものとす。また、運輸路 類が機能関係とお別え上電変な経験を構成する当時について、異常物の交通の確保を図るものとする。また、運輸路 重要素品 電気通常業化と対力に温度の上型機に大いして、異常的の交通の確保を図るものと コー以下の事項を出産として総合的な風水書が対象を推進することにより、風水書に強いまちを形成 するものとする。 (表) (表) (お) (お) (お) (お) (お) (お) (お) (お) (お) (お	(文言の追加・修正)
選邦、土の変異等に対するリスクの評価について検討するものとする。基点、動弦の評価を請ま 2 対面に膨大に、	(又占の垣加・修正)
2 からいでは、対大党や発生規度をを設定するよう努めるものとする。また、これ	
(株) 「(株) 「(株) 「(株) 「(株) 「(水)	
(株) 2 危険な魔土が開露された場合は、各法令に基づき、渡やかに敷生命会等の見正指導を行う。また、大き物族、 た。大の内容について、男と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を回るものとする。 大きた、その内容について、男と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を回るものとする。 と、選絡を設定と対策と重要を経験を構成する意識について、実践を指定して対策の占用の禁止又は制限を行うとともに、目が促進する一般が記載を表しました。 選集の企業を表しまして対象の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般が記載を表しました。 選集の企業を表しました。 選集の日本を担ましたの提生である。 ユー以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまるを形成するものとする。 「(株) 2 3 (株) 2 4 (株) 2 4 (株) 2 5 (株) 2 5 (株) 3 6 (株) 3 7 (株) 3 7 (株) 4 (大) 4 (大) 5 7 (大) 5 8 (大)	
2 名 他校の産土が帰認された場合は、名法合に基づき、連合かに療法会会等の長正指揮を行う。また、企業的な、大、土の内容について、見と情報は有を行うともに、必要に応じて、保証では限への周知と図るものとする。	
2 名 他校の産土が帰認された場合は、名法合に基づき、連合かに療法会会等の長正指揮を行う。また、企業的な、大、土の内容について、見と情報は有を行うともに、必要に応じて、保証では限への周知と図るものとする。	
 た、その内容について、県と情報共有を行うともに、必要に応じて住居への周知を図るものとする。 方 通路が設対策等を達じて、整額で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送数など前炎上重要な経路を構成する道路について、実施を指定して返済のようにの禁止を受いるため、必要に応じて、区域を指定して返済のよの原理について、実施的にして、区域を指定して返済のよの事態について、実施的に対して変生性、信頼性の高い道路網の整備を図るため、と要に応じて、区域を指定して遺跡の占田の禁止又は制限を行ったともに、間が促進する一般送配 選事業者、電気適信事業者における無理性化の収組と連携しつつ、無確社化の促進を図るものとする。 (4) 以市の事項を重点として総合的な風水密対策を推進することにより、風水密に流いまちを形成するものとする。 (4) 以市場工作・機能は等のソフトを対応するため、流域に対象を推進することにより、風水密に流いまちを形成するものとする。 (4) 以市場工作・機能は等の上で図るとして、国内に対して、区域と指定して遺跡の占田の禁止又は制限を行ったが、流水運動の設定を指定して過ぎたの成立して過ぎたの提出して過ぎたの収益を引きたいます。 (4) 以西県国産が自身開発学によるは受力を推進まる。対象を重視したの理解、また、脱野なな変地帯における止地治山、防災林造成、地すべり放けできる。 (5) (4) 以西県国産が自身開発学によるとどもに、基本性が自身関係学によると砂液出生の発生を推進するため、流域計算を推進することともに、必要により、風水密に強いまちを形成するとのとする。 (5) (4) 以西県国からの開発学によるともに、基本や防止性の関係等では対した山地災害の機能を実施を実施また、脱環なが関係を推進するとともに、必要により山地災害の機地区等の定期点機を実施が定めるといまする。 (6) (5) (4) 災害の急力対策等への備え (6) (5) (4) 災害の急力対策等への備え (6) (5) (4) 災害の経済を推進するとともに、定時に至する状況を予め起定し、要者対応を除条列で整理したが高減が表するとかまり、発表は同様の担い等の確保・育成に取り組むものとする。 2 を推進するとともに、必要は必要を変まえ、必要に応じて同時側の重直しを行うとともに、平時から訓練や研修を変数し、回時側の対象が関係と対して関係と呼びため、必要に応じて、区域を推進することにより、風水密に強いまちを形成するとのとする。 (6) (6) (6) (7) (4) 災害に急の対策等への備え (6) (6) (6) (7) (4) 災害に急の対策を対象し、回時に対して関係とを対して関係とを検討して関係とあるのとする。 (6) (6) (7) (8) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	
立る。	
左 直路所受対策等を通して、連転で信頼性の高い「直路線の整備を図るものとする。また、課難路、緊急輸送線ととびき、直接性の高い直接解の整備 緊急を回るとのとする。また、同じて、反域を指定して道路の上田の禁止又は制限を行うとともに、国が理性する一般送配 電事業者、電気通信事業者における無電柱化の度組を連携しつつ。無電柱化の度進を図るものとする。 可以の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 は、	
要総論送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、反域を指定して道路の占用の禁止又は刺展を行うとともに、国が帰土する一般送配置重要者、電気連信事業者における無電性化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。また、避難係、累急輸送路をと防災上重要な経路を構成さる道路について、要さるのとする。 2 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 (略) (2) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監接体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的交異施や、地域の避難体制との連携による議策が集争した。 (数) (2) 山地災害危険地区、特別技術を推進することにより、風水害に強いまちを形成変が集め傾し、情報提供等のソフト対策の一体的交異施や、地域の運動体制とよる議策が発生するおされのある森林については、流木構設式治山ダムの設置や間位型地変を対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成変が集め、自地災害危険地区、地ですり危険箇所等における山陸油域、防災体活成、地すべり防止施設の影響の推進、表に、提供の強化、地ですり危険箇所等における山陸油域、防災体活成、地すべり防止施設を制度を対策を対策を対策を対象を対策を発達し、対抗が変を推進また。近域治水の取組と連携レつつ、土砂流出心が取り、資料といるの対策を構造するとともに、必要により山地災害危険地区等の定期は連奏を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を	
要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、 <u>国が保護する一般送免</u> 電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 」以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 (略) (2) 山地災害危険地区等における治血施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視依制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による域 変効果の自上を図るともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区に係る監視依制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による域 変効果の自上を図るともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区に放合的な 世地災害力策を推進 特に、尾根部から前落等による土砂流出量の増大、流水災害の激生化、大塚上わたる河川 心能など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の動揺と連携したの、土砂流出の加制、森林土地の保全流化、流水対策等を推進また、成場なた関連等対策や巨石・流水対策などを複合的に組み合わせ た治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施 また、施剥な体理単帯における山腹崩壊等対策や巨石・流水対策などを複合的に組み合わせ た治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施 (略) (4) 災害応急対策等への備え 主 他の関係機関と連携の上、災害時に発生するよ気を予め想定し、災害対応を時系列で整理した 財政行動計画(タイムライン)を作成するよう交易もものとする。 全 他の関係機関と連携の上、災害時に発生するよ気を予め想定と表し、発き対応を時系列で整理した 財政行動計画(タイムライン)を作成するようのとする。 「経験との協力が顕待される建設・実団体等との災害協定の締結を推進するものとする。」 実施を対策への協力が期待される建設・業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 「経験との協力が期待される建設・業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。」 実施の急対策への協力が期待される建設・業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 次書応急対策への協力が期待される建設・業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 次書応急対策への協力が期待される建設・業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 2 災害応急対策への協力が期待される建設・業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 2 災害応急対策への協力が期待される建設・業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 2 災害応急対策への協力が期待される建設・業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 2 災害応急対策への協力が期待される建設・業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 2 災害応急対策への協力が開待される建設・業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 2 災害応急対策への協力が期待される建設・業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 2 災害応急対策への協力が期待される建設・業団体等のといての協力が関係といているといないないないを対しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	
世事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 2 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 3 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 4 以中地災害危険地区等における治山施設の整備等のハート対策と、山地災害危険地区に係る監接体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実験や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害方域を推進 技術・服用が出土を受け、流林が東などを接合的に組み合わせ 投稿を対し、	
23 以下の事項を顧点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 (18) (14) 山地災害廃険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を固るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進 特に、虚揺部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川 犯監など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出 表土、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせ た治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施 また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせ た治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施 また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせ た治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施 など、災害応急対策等の備え 生 他の関係機関と連携の上、災害財法の対策等との備え 生 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を子め糖定し、災害対応を時系列で整理した 放気行動計画(タイムライン)を作成するよう気めるものとする。 全 進まがの体間による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 ク 災害応急対策への協力が明待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 ク 災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。	
23 上の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 (24	
- するものとする。 (略) (セ) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減	
(略) (セ) 山地災害危険地区等における <u>治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監</u> 担体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減 変効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な 山地災害力質を推進 特に、「居根部からの崩落等による上砂湾出量の増大、流大法害の激基化、広域にわたら可川 池霊など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携レラつ、土砂流出 の抑制、森林土理の保全強化、流水対策をどを複合的に組み合わせ た治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施 また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施 (略) (4) 災害応急対策等への備え 土 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応の検地区等の定期点検を実施 (整) (24) 災害応急対策等への備え 土 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した 防災行動計画 (タイムライン) を作成するよう努めるものとする。	
23	
 現体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減 変効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な 山地災害対策を推進 特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川	
24 第3節 情報の 生態に発生するとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な 山地災害対策を推進 特に、屋租部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川 氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出 の抑制。森林土壌の保全強化、流木対策等を推進 また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施 (略) (格) (4) 災害応急対策等への備え 生他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状况を予め想定し、災害対応を時系列で整理した 防災行動計画 (タイムライン) を作成するよう努めるものとする。 また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な追加に努めるものとする。 ク、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等のおしのとする。 ・ 工業にある対策への協力が期待される建設業団体等のおしのとする。 ・ 工業にある対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 ・ 工業にある対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 ・ 工業にある対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 ・ 性臓を契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 ・ 性臓を契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 ・ 性臓を契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 ・ 性臓を契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。	
□地災害対策を推進	
特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川 氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出 の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等と推進 また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせ た治山対策を推進するとともに、必要により山地災害危険地区等の定期点検を実施 また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせ た治山対策を推進するとともに、必要により山地災害危険地区等の定期点検を実施 (略) (4) 災害応急対策等への備え 主 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した 防災行動計画 (タイムライン)を作成するよう努めるものとする。 また、災害対応の検証等を整まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。 企 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結 を推進するものとする。 企 資金のとする。 企 資金の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 企 資金の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、必要により、災害応急対策ができるよう、 企 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、 企 産産の活動による速やかな災害応急対策ができるよう、 企 産産の活動による速やかな災害応急対策ができるよう、 企 産産の活動による速やかな災害応急対策ができるよう、 企 産産の活動による速やかな災害応急対策ができるよう、 企 産産の活動による速やかな災害な急対策ができるよう、 企 産産の活動による速やかな災害応急対策ができるよう、 企 産産の活動による速やかな災害応急対策ができるよう、 企 産産の経験に対する企 産産の対力が関待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 企 産産の会対策への協力が関待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 企 産産の会対策への協力が関待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 企 産産の会対策への協力が関待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 企 産産の会対策への協力が関待を表しまする。 企 産産を対すないを定め、 企 産産の会対策への協力が関待される企業を対すないます。 企 産産の会対策などを複合的に組み合わせ、 企 産業の対象を対する 企 産業の利用を定めまする。 企 産業の経験に対する 企 産産の会対策ができるようなどともに、必要により、 企 産業の対象を対する 企 産業の対象を対象を対象する 企 産業の経験に対象を対象を定めまする。 企 産業の会対策などを複合的に組み合わせ、 企 産業のは、 企	
特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川 氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出 の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等と推進 また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせ た治山対策を推進するとともに、必要により山地災害危険地区等の定期点検を実施 また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせ た治山対策を推進するとともに、必要により山地災害危険地区等の定期点検を実施 (略) (4) 災害応急対策等への備え 主 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した 防災行動計画 (タイムライン)を作成するよう努めるものとする。 また、災害対応の検証等を整まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。 企 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結 を推進するものとする。 企 資金のとする。 企 資金の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 企 資金の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、必要により、災害応急対策ができるよう、 企 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、 企 産産の活動による速やかな災害応急対策ができるよう、 企 産産の活動による速やかな災害応急対策ができるよう、 企 産産の活動による速やかな災害応急対策ができるよう、 企 産産の活動による速やかな災害応急対策ができるよう、 企 産産の活動による速やかな災害な急対策ができるよう、 企 産産の活動による速やかな災害応急対策ができるよう、 企 産産の活動による速やかな災害応急対策ができるよう、 企 産産の経験に対する企 産産の対力が関待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 企 産産の会対策への協力が関待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 企 産産の会対策への協力が関待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 企 産産の会対策への協力が関待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 企 産産の会対策への協力が関待を表しまする。 企 産産を対すないを定め、 企 産産の会対策への協力が関待される企業を対すないます。 企 産産の会対策などを複合的に組み合わせ、 企 産業の対象を対する 企 産業の利用を定めまする。 企 産業の経験に対する 企 産産の会対策ができるようなどともに、必要により、 企 産業の対象を対する 企 産業の対象を対象を対象する 企 産業の経験に対象を対象を定めまする。 企 産業の会対策などを複合的に組み合わせ、 企 産業のは、 企	
28 第3節 情報の収集・連絡体制計画 28 28 第3節 情報の収集・連絡体制計画 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第	
の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進 また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施 (略) (4) 災害応急対策等への備え 主他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した 防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。 また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。 2 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 少、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 コー平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 (略) キー随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 少、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 のとする。 生産を担めるとする。 少、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 生産・対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 少、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 (略) 28 第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3節 情報の収集・連絡体制計画	
また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施 (略) (4) 災害応急対策等への備え 主 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した 防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。 また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。	
た治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施 (略) (4) 災害応急対策等への備え <u>キ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した</u> 防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。 <u>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u> <u>ク</u> 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 <u>ク</u> 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 <u>コ</u> 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 (略) (略) (4) 災害応急対策等への備え (新設) (4) 災害応急対策等への備え (新設) (5) (4) 災害応急対策等への備え (5) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (6) (6) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (6) (8) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (8) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (8) (8) (8) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (8) (6) (6) (8) (6) (8) (8) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (8) (6) (8) (8) (8) (6) (8) (8) (8) (8) (6) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (6) (8) (8) (8) (8) (6) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	
(略) (4) 災害応急対策等への備え (4) 災害応急対策等への備え (4) 災害応急対策等への備え 主他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した 防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。 また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。 (新設) (4) 災害応急対策等への備え ク 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 生 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 生 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 ク 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 (略) (略)	
24	
24 主 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した 防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。 また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。 2 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 2 変害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 2 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。	
防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。 また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。 全 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 全 近 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 工 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。	
また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。 2 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 5 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 2 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 (略) 第3節 情報の収集・連絡体制計画 第40 第4	
また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。 2 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 5 (災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。	
連や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。 2 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 5 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 2 工 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 (略) 第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3節 情報の収集・連絡体制計画	
全 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。 全 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 全 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 全 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 全 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 全	
を推進するものとする。	
ケ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 ク 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 ユ 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 ケ 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 (略) 第3節 情報の収集・連絡体制計画	
ユ 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 ケ 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 (略) 第3節 情報の収集・連絡体制計画	
(略) (略) 28 第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3節 情報の収集・連絡体制計画	
28 第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3節 情報の収集・連絡体制計画 国の収集・連絡体制計画	
	国の防災基本計画、
	長野県地域防災計
	更好県地域防炎計画に合わせて修正
7 7 10 - 27 10	(文言の追加・修正)
策機器の整備を図るものとする。	
(岡名)	

頁	新	li li	修正理由・備考
5 2	第11節 避難収容活動計画	第11節 避難収容活動計画	国の防災基本計画
0 =	第3 計画の内容	第3 計画の内容	長野県地域防災計
	1 避難計画の策定等	1 避難計画の策定等	画に合わせて修正
	(6) 県及び市は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等へ	(6)地域振興局及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、	(文言の追加・修正)
	の分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問	保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確	(新型コロナウイル
	い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。	認を行うよう努めるものとする。	ス感染症の陽性者
	(7) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難でき	(7) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難でき	の全数届出の見直
	るよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等(自宅療養者等のための避難所で、	るよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。	し等に伴う修正)
	一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、		0 4 1-11 7 17 117
	専用トイレ等をいう。以下同じ。)の確保に努めるものとする。		
	(BA)	(
	(9) 避難計画の作成	(9)避難計画の作成	
	(略)	(略)	
5 3	また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場所等やむを得ないときは、	また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場所等やむを得ないときは、	
	緊急安全確保を講ずべきことにも留意するものとする。	屋内での待機等安全措置を講ずべきことにも留意するものとする。	
	(略)	(昭各)	
5 5	3 避難所の確保	3 避難所の確保	
	(2) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする	(2) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要	
	者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものと	に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。	
	する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確		
	保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。		
	(略)	(略)	
5 6	(11)指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話	(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話	
	等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者	等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者	
	にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギ	にも配慮する。	
	一の活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。		
	(略)	(昨各)	
5 7	(17)「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等	(17)「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等	
	を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。	を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。	
	(略)	(略)	
	(22) 市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家 <u>、</u>	(22) 市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等	
	<u>NPO、ボランティア</u> 等との定期的な情報交換に努めるものとする。	との定期的な情報交換に努めるものとする。	
9 2	第33節 防災知識普及計画	第33節 防災知識普及計画	国の防災基本計画、
	第3 計画の内容	第3 計画の内容	長野県地域防災計
	3 学校における防災教育の推進	3 学校における防災教育の推進	画に合わせて修正
	(2) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。	(新設) (0) 日本4体体の水は50mkによいて、15kkがよせばはいい。	(文言の追加・修正)
	(3) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等につ	(2)児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等につ	
	いて指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことが	いて指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことが	
	できる態度や能力を養う。	できる態度や能力を養う。	
	ア防災知識一般	ア防災知識一般	
	イ 避難の際の留意事項	イ 避難の際の留意事項	
	ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法	ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法	
	エー具体的な危険箇所	エー具体的な危険箇所	
	オ 要配慮者に対する配慮 (4) 教職長のはのは道路の毎年のはなった。 は《音楽の言葉を図え	オ 要配慮者に対する配慮 (2) 教職員のは人の生物等により、教職員のな人、財災会議の真相を図え	
	<u>(4)</u> 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。 (略)	(3) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。 (略)	
9 3	(略) 5 大災害の教訓や災害文化の伝承	(略) 5 大災害の教訓や災害文化の伝承	
93			
	過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集 ・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により	過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集 ・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により	
	・ 金建し、適切に保存するとともに、広く一板の人々が閲見できるより地図情報での他の方法により 公開に努める。	・登理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲見できるより地図情報での他の方法により 公開に努める。	
	公用に劣める。 また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味	公開に劣める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像	
	<u>を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u>	を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。	

第2章 災害予防計画

頁	新	旧	修正理由・備考
	さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。		
10	第38節 ボランティア活動の環境整備 第3計画の内容 2ボランティア活動の環境整備 (2)防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動の避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	第38節 ボランティア活動の環境整備 第3 計画の内容 2 ボランティア活動の環境整備 (2)防災ボランティア活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の側点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	国の防災基本計画、 長野県地域防災計 画に合わせて修正 (文言の追加)

頁	新	旧	修正理由・備考
111	第1節 災害直前活動	第1節 災害直前活動	国の防災基本計画、
	第3 活動の内容	第3 活動の内容	長野県地域防災計
	2 住民の避難誘導対策	2 住民の避難誘導対策	画に合わせて修正
	(2) 実施計画	(2) 実施計画	(文言の削除)
	(略) _ <u>(削除)</u>	(略) エ 災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な	(気象台による修 正)
	<u>(印序)</u>	<u>一 火音の状况に応じて避難情報を光守した上で、避難時の周囲の状況等により、延隣のより女主な</u> 建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努め	IE)
		るものとする。	
	エ 避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテ	オ 避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテ	
	ル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保す	ル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保す	
	ることができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等	ることができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等	
	により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこ	により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこ	
	とについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。	とについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。	
	<u>オ</u> 市は、災害時には、必要に応じ指定緊急避難場所又は指定避難所を開設し住民等に対して周知徹	<u>力</u> 市は、災害時には、必要に応じ指定緊急避難場所又は指定避難所を開設し住民等に対して周知徹	
	底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同	底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同	
	意を得て指定避難所とするものとする。	意を得て指定避難所とするものとする。	
	<u>力</u> 住民に対する避難情報の伝達に当たっては、災害情報共有システム(Lアラート)の活用や関係	<u>キ</u> 住民に対する避難情報の伝達に当たっては、災害情報共有システム(Lアラート)の活用や関係	
	事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメ ディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達	事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメ ディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達	
	ティア、ランピン放送等ののゆる広報子校を通じて、対象地域の住民に対する迅速がプロ確な伝達 に努めるものとする。	「イナ、ケンピン放送等ののゆる広報子校を通して、対象地域の住民に対する迅速がつ明確な伝達に努めるものとする。	
	キ 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から	ク 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から	
	優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。	優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。	
	ク 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、	ケ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、	
	ージでの掲載など必要な措置を講じる。	ージでの掲載など必要な措置を講じる。	
	<u>ケ</u> 避難情報を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。	<u>□</u> 避難情報を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。	
	<u>コ</u> 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するため	サ 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するため	
	の施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。	の施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。	
	<u>サ</u> 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものと する。	<u>シ</u> 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものと する。	
	9 つ。 シ 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修	90。 ス 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修	
	<u>ク</u> 印は、指足歴無所だりとは施設が重的に不足りる場合には、国で独立行政法人等が所有りる研修 施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケ	<u>へ</u> 「いる、指足歴無別だりとは施設が重的に不足りる場合には、国や独立行政法人等が所有りる切修 施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケ	
	一ション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、	ーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、	
	被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努	被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努	
	めるものとする。	めるものとする。	
	ス 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや	セ 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや	
	— アプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努め	 アプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努め	
	るものとする。	るものとする。	
	(略)	(略)	
	4 警報等の種類及び発表基準	4 警報等の種類及び発表基準	
	1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報	1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報	
	(1) 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災	(1)特別警報・警報・注意報	
	大雨や独風寺の丸家現家により、災害が発生するおそれがあるとさには「社息報」が、里大な災害 害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害	大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害	
	音が完全するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の	が時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79	
	区域に分け発表している。	の区域に分け発表している。	
	—		
		·	

正)

傍陽川流域=7.7、角間川流域=5.7、

瀬沢川流域=3.6、依田川流域=29.3、

内村川流域=13.2、武石川流域=14.6

湯川流域=(5, 6, 2)、

矢出沢川流域=(5,7.1)

複合基準 ※1

修正理由・備考

長野県地域防災計

画に合わせて修正 (気象台による修

頁 新 旧 112 特別警報・警報・注意報の概要 特別警報・警報・注意報の概要 概要 概要 種 類 種 類 大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが 大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが 特別警報 特別警報 著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報 著しく大きいとき、その旨を警告して行う予報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあるとき 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあるとき、 警報 警報 その旨を警告して行う予報 に、その旨を警告して行う予報 大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により災害が発生するおそれがあるときに、そ 大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により災害が発生するおそれがあるときに、そ 注意報 注意報 の旨を注意して行う予報 の旨を注意して行う予報 特別警報・警報・注意報の種類と概要(長野地方気象台が発表するもの) 特別警報・警報・注意報の種類と概要(長野地方気象台が発表するもの) 特別警報・警報 特別警報・警報 概要 注意報の種類 注意報の種類 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想されたときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨 ときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報(土 特別警報 (土砂災害)、大雨特別警報 (浸水害)、大雨特別警報 (土砂災 砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害) 大雨特別警報 大雨特別警報 害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生ま として、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫して たは切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安 いる状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する 全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 必要があることを示す警戒レベル5に相当。 特別 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい 特別 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい 大雪特別警報 大雪特別警報 警報 と予想されたときに発表される。 警報 ときに発表される。 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい 暴風特別警報 暴風特別警報 と予想されたときに発表される。 ときに発表される。 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著し 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著し く大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加 く大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴 暴風雪特別警報 暴風雪特別警報 えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれに うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒 が呼びかけられる。 ついても警戒が呼びかけられる。 (略) (略) 警報・注意報発表基準一覧表(上田地域) 警報・注意報発表基準一覧表(上田地域) (令和3年6月8日現在) (令和4年5月26日現在) (略) (略) 大雨 (浸水害) 表面雨量指数基準 9 大雨 (浸水害) 表面雨量指数基準 9 大雨(土砂災害) 土壤雨量指数基準 85 大雨(土砂災害) 土壤雨量指数基準 85 浦野川流域=16.7、室賀川流域=9.3、 浦野川流域=16.7、室賀川流域=9.3、 阿鳥川流域=4.8、産川流域=11.5、 阿鳥川流域=4.8、産川流域=11.5、 湯川流域=6.9、尾根川流域=4.1、 湯川流域=6.9、尾根川流域=4.1、 警 矢出沢川流域=7.9、神川流域=19、 矢出沢川流域=7.9、神川流域=19.6、 洪水 流域雨量指数基準 洪水 流域雨量指数基準 大沢川流域=5、洗馬川流域=13.6、 大沢川流域=5、洗馬川流域=13.6、

傍陽川流域=7.7、角間川流域=5.7、

内村川流域=13.8、武石川流域=14.6

湯川流域=(5,6,2)、矢出沢川流域=(5,7,1)、

内村川流域=(5,12.4)、千曲川流域=(5,62.1)

神川流域=(5,17.1)、依田川流域=(5,27)、

瀬沢川流域=3.6、依田川流域=30、

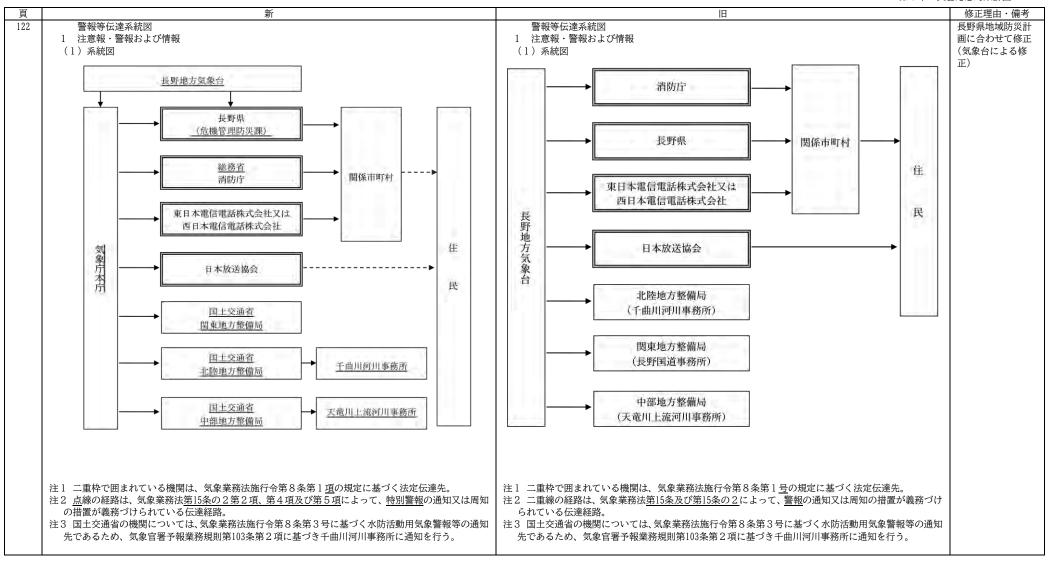
複合基準 ※1

報

			新	T					旧	修正理			
								,		長野県地			
注		流域雨量指準	浦野川流域=13.3、室賀川流域=6.5、阿鳥川流域=3.8、 産川流域=9.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.2、 矢出沢川流域=6.3、 <u>神川流域=15.2</u> 、大沢川流域=4、 洗馬川流域=10.8、傍陽川流域=5.6、角間川流域=4.5、 瀬沢川流域=2.8、 <u>依田川流域=24</u> 、 <u>内村川流域=11</u> 、 武石川流域=11.6		注		流域雨量打	指数基 角	野川流域=13.3、室賀川流域=6.5、阿鳥川流域=3.8、 川流域=9.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.2、 出沢川流域=6.3、神川流域=15.6、大沢川流域=4、 馬川流域=10.8、傍陽川流域=5.6、角間川流域=4.5、 沢川流域=2.8、 依田川流域=23.4、 内村川流域=10.5、 江川流域=11.6	画に合わ 1 (気象台に 正)			
意料		複合基準	傍陽川流域=(5,3.5)、依田川流域=(5,19.24)、		意 洪水 報		複合基準	※1 ※1 5	[賀川流域=(5, 5, 9)、産川流域=(5, 8, 5)、 川流域=(5, 4, 4)、屋根川流域=(5, 2, 6)、 出沢川流域=(5, 6, 3)、傍陽川流域=(5, 3, 5)、 曲川流域=(5, 42, 6)				
		指定河川洪報による基	千曲川 生田 信濃川 水系千曲川 上流 下越・塩名田				指定河川海報による基	1 1	曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]				
2 水防法に (1)洪水子 (略)		50			2 水防 (1)洪才 「略)	に基づくも 、予報	Ø						
種類	情	報名	概要		種類	情	報名		概 要				
	(中略)						(中略)						
洪水警報	氾濫危	6 <u>E</u> を険情報 し	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上 D状況が継続しているとき、または水位が急激に上昇し3時間以 内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったとき ご発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対 する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とす		洪水警報	氾濫允	危険情報	の状況が終 いつ氾濫が する対応で	D水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上 継続しているときに発表される。 が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対 と求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とす な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。				
	警報・洪水	į	る。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 分布(キキクル)等			i警報・洪水	・警報の危険度な ・布(キキクル)						
種类		J11 (4 4 2 70)	概要		種	類	4p (イインル)) 40/M3	概要				
大雨警報(土荷		大雨による土	沙災害発生の危険度の高まり <u>の予測</u> を、地図上で1km 四方の領		大雨警報(土砂災害)	大雨による土	:砂災害発	生の危険度の高まりを、地図上で1km 四方の領域ごと				
の危険度分布 (土砂キキク	(ル)	大雨による工砂火音光生の危険度の同まり <u>の予例</u> を、地図工でT&III 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)により、どこで危険度が高まっているかを把握することが				の危険度分布 (土砂キキクル) に5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数 予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂 害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(砂キキクル)により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる							
		できる。			(中略)								
			(中略)		流域雨量推	数の予測	水位周知河川	及びその	他河川の <u>各河川を対象として、</u> 上流域での降雨によっ				
流域雨量指数值			及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪 れだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降 等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を 化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状		值		までの雨量分 河川に集まり	布の予測流れ下る	共水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先 (降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が 量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪 達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したも				
			検度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分毎に更新し				のを、常時 10						

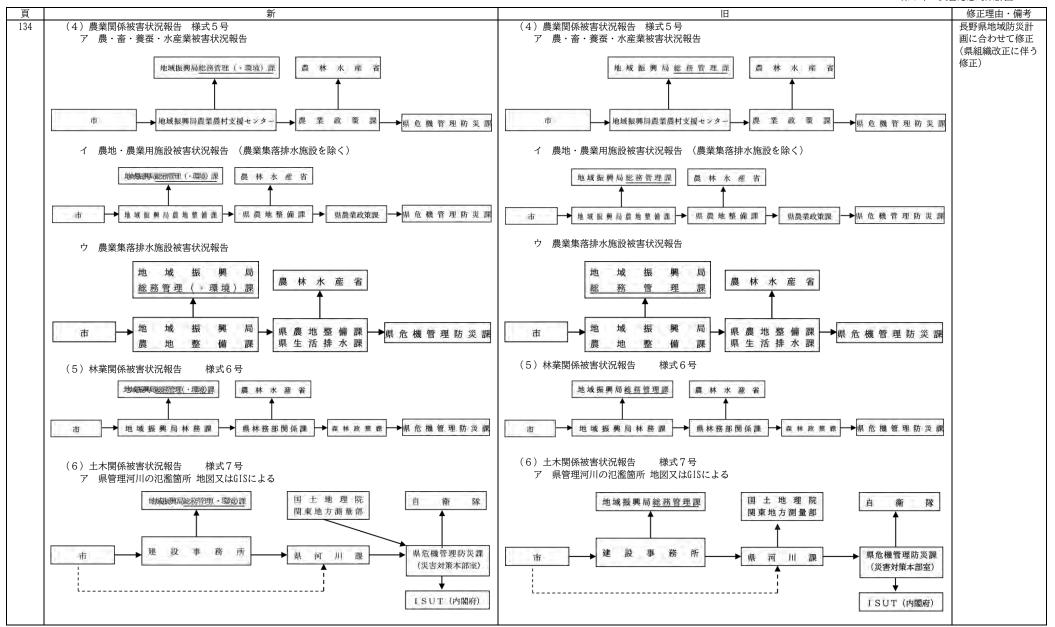
修正理由 · 備考 (2) 早期注意情報 (警報級の可能性) (2) 早期注意情報(警報級の可能性) 長野県地域防災計 121 5日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の2段階で発表される。当日から翌日にか 警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先 画に合わせて修正 けては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県北部・中部・南部)で、 にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可 (気象台による修 2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。 能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階 īE) 大雨に関して、「高]又は「中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要が の確度がある。 あることを示す警戒レベル1である。 (3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 (3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・ 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・ 警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を 警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨 要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的 を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記 な大雨に関する長野県気象情報 | 、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報 | 、「記録的な大 録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録 雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が 的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の 急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているとき **危険度が急激に高まっている中で、線状の隆水帯により非常に激しい雨が同じ場所で隆り続い** ているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野 (線状降水帯)には、「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方 気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。 県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情 報」という表題の気象情報が発表される。 (略) (略) (5) 記録的短時間大雨情報 (5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の市町村において、危険度分布(キキクル)の「危険」(紫)が出現し、かつ数 大雨警報発表中の市町村において、危険度分布(キキクル)の「非常に危険」(うす紫)が出現 し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計 年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測) 又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表さ による観測) 又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象 庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析 れる。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときで されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・ ある。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災 氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険 害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まって 度が高まっている場所を危険度分布(キキクル)で確認する必要がある。 いる場所を危険度分布(キキクル)で確認する必要がある。 (6) 竜巻注意情報 (6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情 報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県内の「北部・中部・ 南部」単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナ 同じ発表単位(長野県北部・中部・南部)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高ま ウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。 っている場所は音巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、音巻の目撃情報が得 られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生す るおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表 される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

第3章 災害応急対策計画

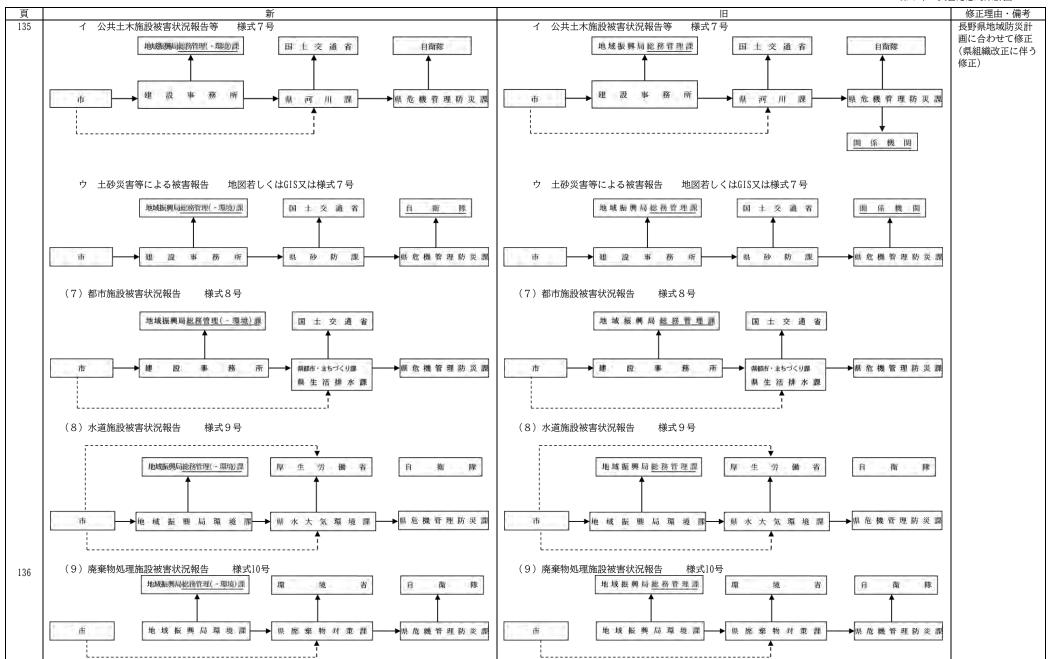


頁 旧 修正理由・備考 129 第2節 災害情報の収集・連絡活動 第2節 災害情報の収集・連絡活動 国の防災基本計画、 長野県地域防災計 画に合わせて修正 第2 活動の内容 第2 活動の内容 2 被害状況等の調査と調査責任機関 2 被害状況等の調査と調査責任機関 (文言の追加) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。 (県組織改正に伴う 調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 修正) 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める 県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把 県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把 握に努める。 握に努める。 上田地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると 上田地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると 認められる場合は、県危機管理防災課(総括調整班)に情報連絡員(県本部リエゾン)等の応援派遣 認められる場合は、県危機管理防災課(総括調整班)に情報連絡員(県本部リエゾン)等の応援派遣 を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課(総括調整班)は必要な職員を速やかに派遣する を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課(総括調整班)は必要な職員を速やかに派遣する 職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当 職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当 たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空 また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空 間の確保に配慮するものとする。 間の確保に配慮するものとする。 また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生した また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生した ときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握でき ときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握でき ない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。 ない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。 市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の 市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の 有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正 有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正 確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、 確な情報の収集に努めるものとする。 関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。 (新設) 133 (略) 別記災害情報収集連絡系統 別記災害情報収集連絡系統 (2)人的及び住家の被害状況報告 様式2号 (2)人的及び住家の被害状況報告 様式2号 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告 様式2-1号 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告 様式 2-1号 厚 生 労 働 省 厚 生 労 働 省 域板堰 県危機管理防災課 Th 消防庁 県危機管理防災課 消防庁 総務管理(-環境)課 関係機関 関係機関 自衛隊 自衛隊 (略) (略) (3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号 (3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号 地 域 振 地 域 振 興 厚生労働省 県 危 機 管 理 防 災 課 厚生労働省 県危機管理防災課 総務管理 (・環境) 課 務 管 理 保健福祉事務所 県 健 康 福 祉 政 策 課 保健福祉事務所 県健康福祉部 県健康福祉政策課 施設管理者 施設管理者 文 化 政 策 課 県 文 化 政 策 課

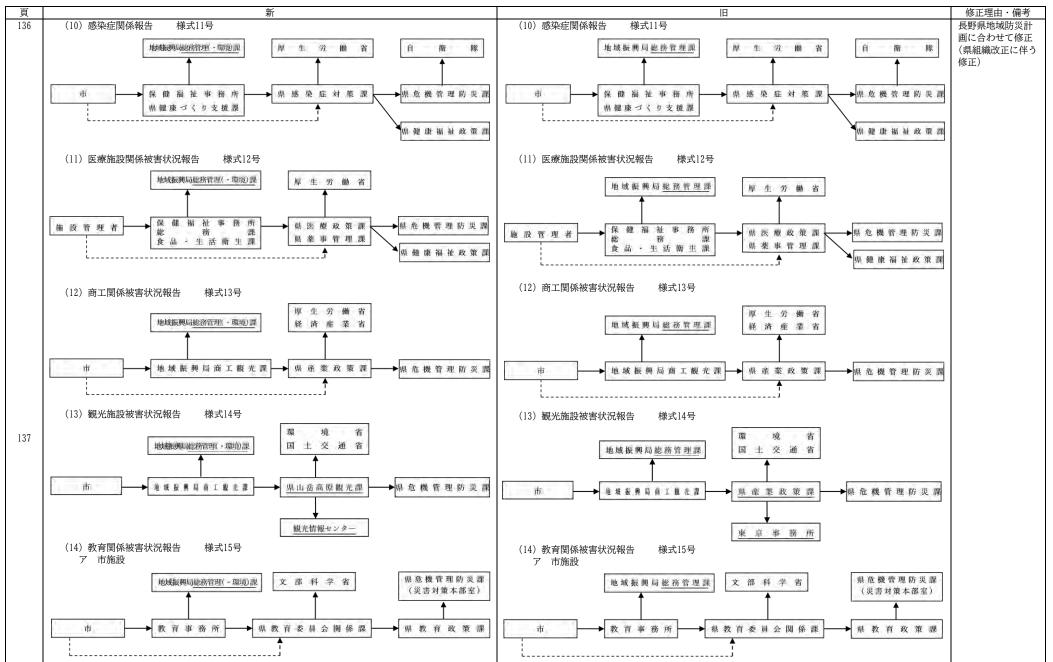
第3章 災害応急対策計画



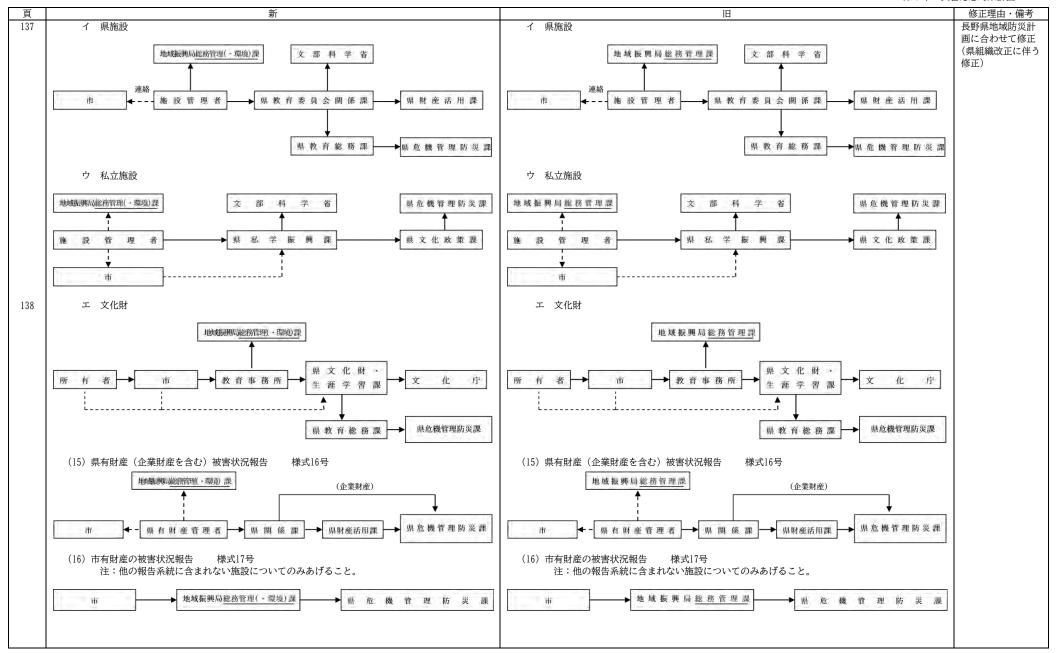
第3章 災害応急対策計画



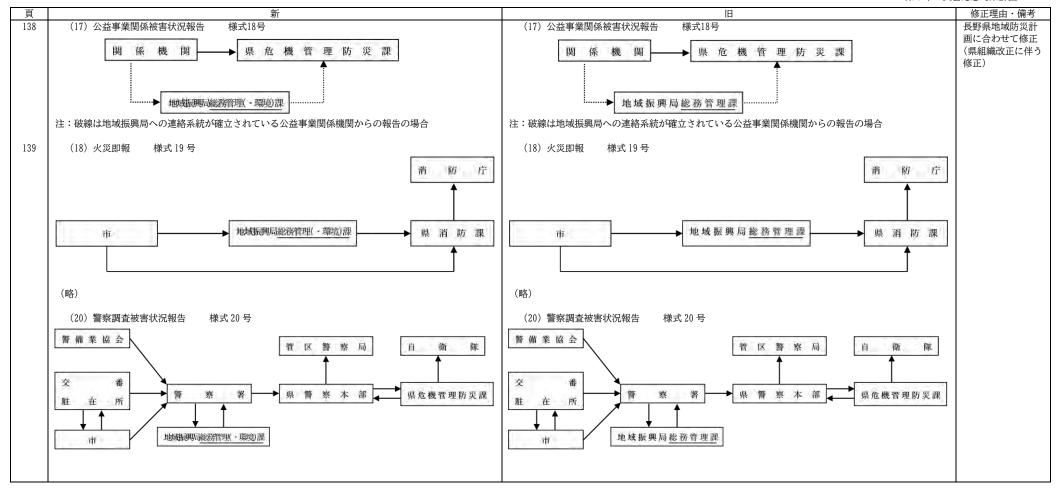
第3章 災害応急対策計画

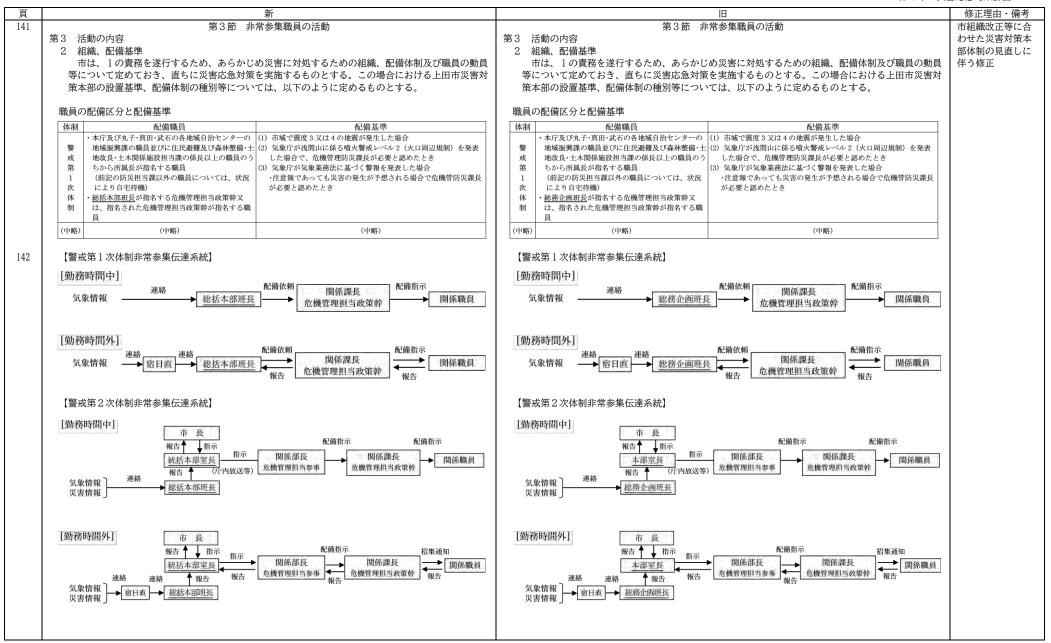


第3章 災害応急対策計画



第3章 災害応急対策計画





(-) >	EL Mod	新		(-)	\		旧		修正理由・
ものと	な組織を整備するととも	に、災害対策に従事す	- る職員の配備等について以下のように定める	ŧ	のとする	- 織を整備するととも	に、災害対策に従事で	する職員の配備等について以下のように定める	市組織改正等 わせた災害対 部体制の見直 伴う修正
本部室	, , ,	班員	分 掌 事 務		部室名責任者	班 名 ◎班長、○副班長	班員	分 掌 事 務	
※ 統括ス	: 部 総括本部班◎ 危機管理防災課長	危機管理防災課	1 本部の運営、総合企画及び連絡調整に関すること 2 各対策部への要請・連絡に関すること	* <u>*</u>		_(新設)_			
総務部	総務企画班	総務課 行政管理課 政策企画課 学闡都市推進室 情報システム課 広報課	3 関係機関・団体等に対する協力応援要請に関すること 4 自衛隊の派遣要請及び救援活動の受け入れに関する 2 2 5 災害核助法の適用申請に関すること 5 災害情報の入手、各対策部の被害状況のとりまとめ 及び報告に関すること 3 職員の動員に関すること 4 2 3 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 6 6 6 6 7 5 7 7 7 7 7 8 7 7 7 7 9 7 7 7 1 7 7 7 2 7 7 7 2 7 7 7 3 7 7 7 4 7 7 7 5 7 7 7 6 7 7 7 7 7 7 8 7 7 7 9 7 7 1 7 7 1 7 7 2 7 7 2 7 7 3 7 7 4 7 7 5 7 7 6 7 7 7 7 8 7 7 9 7 9 7 1	***************************************	総務部長	総務企画班 ⑤危機管理防災課長 ○総務課長 ○行政管理課長 ○庁舎整備室長 ○受職者を指揮を ○交流文化スポーツ課長 ○交流文化スポーツ課長 ○左正市立美術館長 ○上田市立美術館長 ○上田市政策研究副セケー長 非常通信班 ⑥情報システム課長 ○依報が行"ロモーラン課長 広報勢が班	危機管理防災課 総務課 庁舎整備室 政策企画課 学園都市推進室 交流文化去術センター 上田市立美術館 上田・立美術館 上田・市政策研究セクトー 情報システム課 広報ゲげ ロモーション課	本部の運営、総合企画及び連絡調整に関すること 2	
その他本	部長が指名する者 産 公有財産管理班 ②財産活用課長 ○行政管理課長	秘書課 情報システム課 行政管理課 DX推進票 5長) 本部付(教育長 財産活用課 行政管理課 契約檢查課 與的檢查課 與的檢查課 真田地城展興和義放送担当 会計課	3 対外画整に関すること 4 災害写真等の収集及び災害記録の作成に関すること 1 コールセンターの設置・運営に関すること 1 市民等からの通報情報の受付に関すること 1 避難者の移送・輸送に関すること 2 車両の借り上げ等に関すること 2 車両の借り上げ等に関すること 4 緊急物資の調達に関すること 4 緊急物資の調達に関すること 5 市有財産の保全に関すること 6 有線・無線などの通信の確保に関すること 7 本部体制(主として本庁舎)の確保に関すること	その 型 動		◎広報シティプロモーション課長○秘書課長○情報システム課長<u>(新設)</u>	広報ディアロモンシン課 秘書課 情報システム課 長) 本部付(教育」 契約検査課 行政管理課 財産活用課 真田地域無興課有線放送担当 会計課	2 市民への災害広報に関すること 3 遊外に関すること 4 災害写真等の収集及び災害記録の作成に関すること 4 災害写真等の収集及び災害記録の作成に関すること 5 (政策企画部長)(会計管理者) 1 避離者の移送・輸送に関すること 2 車両の借り上げ等に関すること 3 緊急車両の登録に関すること 4 緊急物資の調達に関すること 5 市有財産の保全に関すること 6 有線・無線などの通信の確保に関すること 7 本部体制(主として本庁舎)の確保に関すること	
	財務会計班 ◎財政課長	財政課	1 災害経費の予算措置に関すること 2 災害復旧計画事業及び財政に関すること			財務会計班 ◎財政課長	財政課	1 災害経費の予算措置に関すること 2 災害復旧計画事業及び財政に関すること	
教養部市民で、日本の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の	策 教援対策班 ◎市民参加・協働推進課長 ○移住交流推進課長 5 ○人権共生課長	市民参加・協働推進課 移住交流推進課 人工 人工 人工 人工 人工 人工 人工 人工 人工 人工 人工 人工 人工	1 人及び人家の被害調査に関すること り 災害証明の発行に関すること (大規模災害時) 3 食糧の調達供給に関すること (大規模災害時) 3 食糧の調達供給に関すること 4 指定緊急避難場所の開設・運営管理の総括及び避難 経路に関すること 5 避嫌所運営委員会との連絡調整に関すること 6 被災者の避難誘導に関すること 7 被災者の指導及び収容に関すること 9 男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関すること 1 各対策部への連絡・協力に関すること 2 応急対策に関すること	市		教援対策班 ・ 市民等加・協働推進課長 ・ 移住交流推進課長 ・ 移住交流推進課長 ・ 小市民課長 ・ の市民課長 ・ の市民課長 ・ の市民課長 ・ の市民課長 ・ の市民課長 ・ の市民課長 ・ の市及課長 ・ の事の表別を選手 ・ な変が表別を ・ の事の表別を ・ の事のを ・ のを ・ のを のを のを のを のを のを のを のを	市民参加・協働推進課 移住交流推進課 人権男女共生課 市民課 税務課 収納管理課 (新設) 教育総務課 学校教育課 丸子地域自治センター 真石地域自治センター 豊殿地域自治センター 塩田地域自治センター 加西地域自治センター	人及び人家の被害調査に関すること り災害証明の発行に関すること (大規模災害時) 食糧の調達供給に関すること (大規模災害時) 食糧の調達供給に関すること 指定緊急避難場所の開設・運営管理の総括及び避難 経路に関すること 遊嫌所運営委員会との連絡調整に関すること 被災者の指導及び収容に関すること 外国籍市民への支援に関すること 男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関すること 名対策部への連絡・協力に関すること 応急対策に関すること	

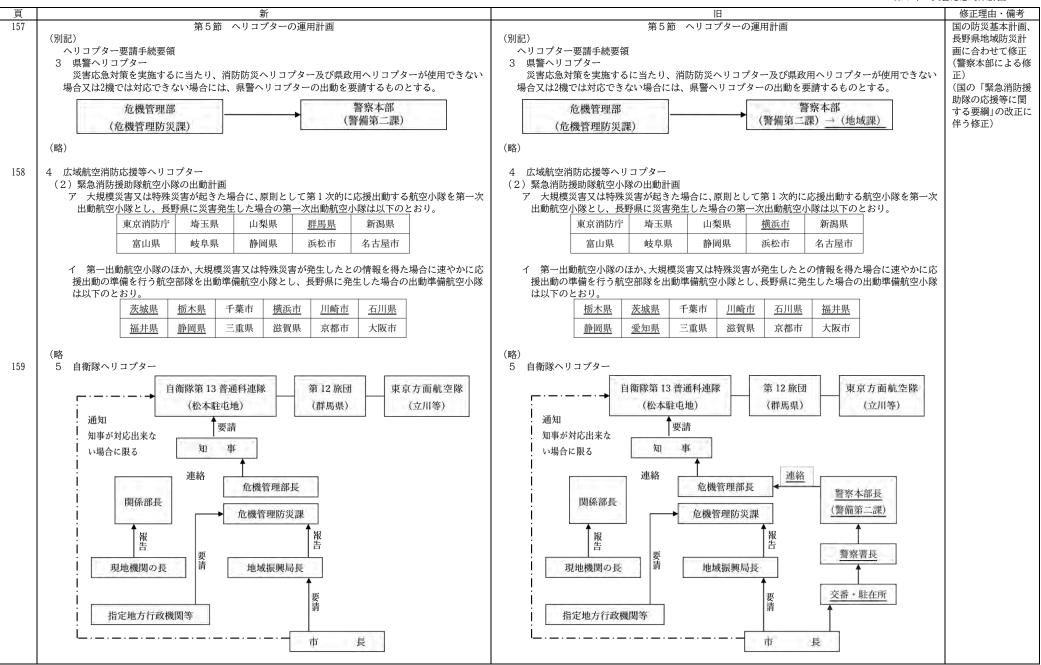
頁			新				旧		修正理由・備考
143	環境対策部	環境衛生班 ②環境政策課長 ③廃棄物対策課長 清梯班 ③廃棄物対策課長 一定棄物対策課長 一ごみ減量企画室長 一登源循環型施設建設関 連事業課長	環境政策課 廃棄物対策課 廃棄物対策課 ごみ減量企画室 資源循環型施設建設関連 事業課	環境衛生に関すること 避難所の環境の保持に関すること 連絡調整に関すること ごみの収集及び処理事務に関すること 処分地の確保に関すること 連絡調整に関すること	環境対象部 生活環身 部長	清掃班 ◎廃棄物対策課長 ○ごみ減量企画室長 ○資源循環型施設建設関 連事業課長 住宅班	(新設) 廃棄物対策課 ごみ減量企画室 資源循環型施設建設関連 事業課	環境衛生に関すること 避難所の環境の保持に関すること 連絡調整に関すること ごみの収集及び処理事務に関すること 処分地の確保に関すること 連絡調整に関すること 連絡調整に関すること	市組織改正等に合 わせた災害対策本 部体制の見直しに 伴う修正
144	福祉対策部	福祉·教援物資·ボランティア 班 ③福祉課長 ○降がい者支援課長 ○点字図書館長 ○高齢者介接線長 ○第一学校給食セルー所長 ・第二学校給食セルー所長	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	1 福祉施設の被害調査及び応急対策等に関すること 2 施設収容者の避難収容に関すること 3 要保護者に関すること 4 死体の処理、埋葬に関すること 5 災害救助法の適用に関すること(適用申請除く) 6 被災者生活再建支援法に関すること 7 衣料、生活必需品等の救援物資及び見舞金等に関すること 数 炊き出しに関すること 9 ボランティアに関すること 10 被災者支援に係る NPO との連携に関すること 連絡調整に関すること	福祉対象	◎住宅課長福祉・教援物資・ポランティア 班◎福祉課長○降がい者支援課長○点字図書館長○高齢者介護課長○第一学校給食セケー所長第二学校給食セケー所長	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター	2 住宅のあっせんに関すること 1 福祉施設の被害調査及び応急対策等に関すること 2 施設収容者の避難収容に関すること 3 要保護者に関すること 4 死体の処理、埋葬に関すること 5 災害救助法の適用に関すること(適用申請除く) 6 被災者生活再建支援法に関すること 7 衣料、生活必需品等の教援物資及び見舞金等に関すること 8 炊き出しに関すること 9 ボランティアに関すること 10 被災者支援に係る NPO との連携に関すること 11 連絡調整に関すること	
	も未来対 策部 健康こど	医療教護班 ◎健康推進課長 ○地域医療政策室長 ○国保年金課長 ○産婦人科病院医事課長 (発育課長 ○保育課長 ○子育で・子育ち支援課長 ○発達相談センター次長 整発症対策選 ◎新型コロナウイルス感 染症対策室長	健康推進課 地域医療政策室 国保年金課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院香護課 保育課 子育で・子育ち支援課 発達相談センター 新型コロナウイルス感染 症対策室	医療、医薬品に関すること 被護、助産に関すること 連絡調整に関すること 連絡調整に関すること 代替本部設置場所(ひとまちげんき・健康プラザうえだ)としての安全確認及び機能確保 施設の被害調査及び応急対策に関すること 関児及び施設収容者の避難収容に関すること 連絡調整に関すること 盛染症の発生防止及びまん延防止に関すること 連絡調整に関すること	健康主文章を表記を表記を表記を表記を表示を表記を表示を表示を表示という。	○地域医療政策室長 ○国保年金課長 ○産婦人科病院医事課長	産婦人科病院看護課 保育課 子育て・子育ち支援課	1 医療、医薬品に関すること 2 救護、助産に関すること 3 連絡調整に関すること 4 代替本部設置場所(ひとまちげんき・健康ブラザうえだ)としての安全確認及び機能確保 5 磁染症の発生防止及びまん延防止に関すること 1 施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 関兄及び施設収容者の避難収容に関すること 3 連絡調整に関すること	
	産業振興 対策部 産業振興 部長	商工班 ○商工課長 ○地域雇用推進課長 <u>農</u> 建进 ○ 森林整備課長 ○ 農業政策課長 土地改良班 ○ 農地整備課長 ○ 九土地域農地整信事務所長 ○ 真田地域農地整信事務所長 ○ 武石地域農地整信事務所長 協力建築	商工課 地域雇用推進課 <u>森林整備課</u> 農業政策課 農地整備課 九子地域農地整備事務所 真田地域農地整備事務所 武石地域農地整備事務所 武石地域農地整備事務所	1 商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 連絡調整に関すること 1 農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2 林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること 1 農地、農業用施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2 土石流危険区域等の調査に関すること	商工 親 为 対策部	◎商工課長○地域雇用推進課長観光班◎観光課長	商工課 地域雇用推進課 観光課 森林整備課 農政課 農産物・ケティング・推進室 土地改良課 農業委員会事務局	1 商工・運輸、交通、通信施設等の被害調查及び応急対策に関すること 2 連絡調整に関すること 1 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること 1 農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関することと 2 林地、林道、治山施設の被害調査、応急対策及び復旧に関することと 1 農業用施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関することと 2 土石流危険区域等の調査に関すること 2 広急対策に関すること 2 応急対策に関すること 2 応急対策に関すること	
	文化スポーツ観光 対策部 文化スポーツ観光 対策部 文化スポーツ観光 部長	文化政策選 ②文化政策課長 ○上田文化会館長 ○丸子文化会館長 ○スポーツ推進課長 観光遊 ◎観光シティプロモー ション課長 ○交流文化芸術センター 副館長 ○上田市立美術館長	文化政策課 上田文化会館 丸子文化会館 スポーツ推進課 観光シティプロモー ション課長 交第文化芸術センター 上田市立美術館	文化・スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関すること 管理施設の避難者等緊急受入れ調整に関すること 護難者受入れに伴う物資の確保に関すること 連絡調整に関すること 観光施設等の被害調査及び応急対策に関すること 関連団体等との連絡調整に関すること			(新設)		

第3章 災害応急対策計画

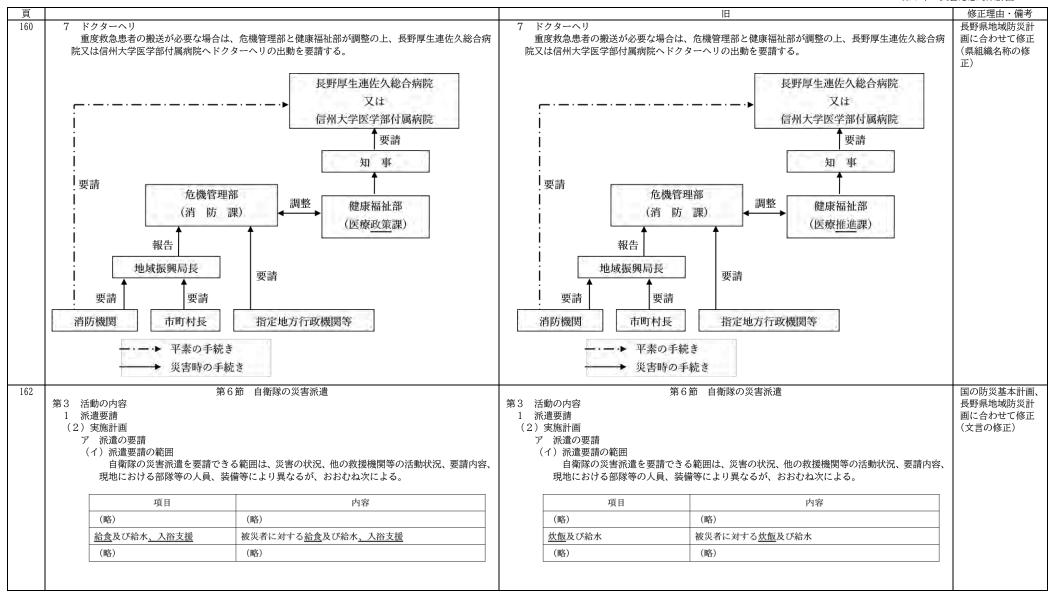
144	都市建設 対策部 都市建設 部長	土木班 ◎土木課長 ◎土木課長 ○管理課策 ◎丸子地域建設課長 ○東田地域建設課長 ○真田地域建設課長 ○直田地域建設課長 ○武子地域建設課長 ○進築班 ◎都中新計画課長 ○建築課長 ○上田坡跡整備室長 ○上田坡跡整備室長 ○上田坡跡整備室長 ②住宅政策課長	土木課 管理課 交通子地域建設課 真田地域建設課 或石地域建設課 武石地域建設課 都市計画課 建築課 上田城跡整備室 擔復元推進室 住宅政策課	1 道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2 障害物の除去に関すること 3 緊急輸送路の確保に関すること 4 交通規制に関すること 5 応急対策に関すること 6 土石流に関すること 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること 1 公共施設の被害調査に関すること 2 災害応急機材の調達確保に関すること 3 仮設住宅及び応急終理に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 連絡調整に関すること 1 市営住宅の確保に関すること	都市建設 対策部 都市建設 部長	土木班 ◎土木課長 ○管理課長 ○交通政策課長 管理班 ◎都市計画課長 ○建築指導課長	土木課管理課交通政策課	1 道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に 関すること 2 障害物の除去に関すること 3 緊急輸送路の確保に関すること 4 交通規制に関すること 5 応急対策に関すること 6 土石流に関すること 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること 1 公共施設の被害調査に関すること 2 災害応急機材の調達確保に関すること	市組織改正等に合わせた災害対策本部体制の見直しに伴う修正
145	都市建設部長	○管理課長 ○交通政策課長 ○東田地域建設課長 ○東田地域建設課長 ○武石地域建設課長 ○武石地域建設課長 ○建築班 ○都市計博導課長 ○建築職時長 ○上田坡聯整備室長 ○上田坡聯修整備室長 上田坡市進雲長	管理課 交通班域建設課 真田地域建設課 真田地域建設課 武石地域建設課 武石地域建設課 都市計画課 建築指課 建築課 上田坡縣整備室 擔復元推進室	2 障害物の除去に関すること 3 緊急輸送路の確保に関すること 4 交通規制に関すること 5 応急対策に関すること 6 土石流に関すること 6 土石流に関すること 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること 1 公共施設の被害調査に関すること 2 災害応急機材の調達確保に関すること 3 仮設住宅及び応急修理に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 連絡調整に関すること	都市建設	○管理課長 ○交通政策課長 管理班 ②都市計画課長	管理課 交通政策課 都市計画課	2 障害物の除去に関すること 3 緊急輸送路の確保に関すること 4 交通規則に関すること 5 応急対策に関すること 6 土石流に関すること 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること 1 公共施設の被害調査に関すること	部体制の見直しに
145	部長	○交通政策課長 ○丸土地域建設課長 ○真田地域建設課長 ○武石地域建設課長 建整理 ●都市計画課長 ○建築課長 ○建築課長 ○上田坡跡整備室長 ○上田坡跡整備室長 ○上田坡跡整備室長	交通政策課 丸子地域建設課 真田地域建設課 武石地域建設課 都市計画課 建築編課 建築課 上田城跡整備室 擔復元推進室	3 緊急輸送路の確保に関すること 4 交通規制に関すること 5 応急対策に関すること 6 土石流に関すること 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること 1 公共施設の被害調査に関すること 2 災害応急機材の調達確保に関すること 3 仮設住宅及び応急修理に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 連絡調整に関すること		○交通政策課長 管理班 ◎都市計画課長	交通政策課都市計画課	3 緊急輸送路の確保に関すること 4 交通規制に関すること 5 応急対策に関すること 6 土石流に関すること 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること 1 公共施設の被害調査に関すること	
145	部長	○ 丸子地域建設課長 ○ 真田地域建設課長 ○ 武石地域建設課長 建築班 ○都市計博導課長 ○ 建築課長 ○ 上田坡跡整備室長 ○ 上田坡流進電長 ○ 上田坡流進電長	九子地域建設課 真田地域建設課 武石地域建設課 都市計画課 建築結構專課 建築課 上田城跡整備室 擔復元推進室	4 交通規制に関すること 5 応急対策に関すること 6 土石流に関すること 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること 1 公共施設の被害調査に関すること 2 災害な急機材の調査確保に関すること 3 仮設住宅及び応急修理に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 連絡調整に関すること		管理班 ◎都市計画課長	都市計画課	4 交通規制に関すること 5 応急対策に関すること 6 土石流に関すること 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること 1 公共施設の被害調査に関すること	伴う修正
45		○真田地城建設課長 ○武石地城建設課長 ○武石地城建設課長 建築班 ○都市計画課長 ○建築指導課長 ○生建城長 ○上田城跡整備室長 ○格復元推進室長 住宅班	真田地域建設課 武石地域建設課 都市計画課 建築指導課 建築課 上田城跡整備室 擔復元推進室	5 応急対策に関すること 6 土石流に関すること 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること 1 公共施設の被害調査に関すること 2 災害応急機材の調達確保に関すること 3 仮設住宅及び応急修理に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 連絡調整に関すること		◎都市計画課長		5 応急対策に関すること 6 土石流に関すること 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること 1 公共施設の被害調査に関すること	
45		○武石地域建設課長 建築班 ②都市計画課長 ○建築指導課長 ○建築課長 ○上田城跡整備室長 ○性復元推進室長 住宅班	武石地域建設課 都市計画課 建築指導課 建築課 上田城跡整備室 櫓復元推進室	6 土石流に関すること 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること 1 公共施設の被害調査に関すること 2 災害応急機材の調達確保に関すること 3 仮設住宅及び応急修理に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 連絡調整に関すること		◎都市計画課長		6 土石流に関すること 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること 1 公共施設の被害調査に関すること	
45		建築班 ②都市計画課長 ②建築指導課長 ②建築課長 ①上田坡跡整備室長 ①上田坡跡整備室長 住宅班 住宅班	都市計画課 建築指導課 建築課 上田城跡整備室 <u>櫓復元推進室</u>	7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること 1 公共施設の被害調査に関すること 2 災害な急機材の調産確保に関すること 3 仮設住宅及び応急修理に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 連絡調整に関すること		◎都市計画課長		7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること 1 公共施設の被害調査に関すること	
145		◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○生築課長 ○上田城跡整備室長 ○櫓復元推進室長 住宅班	建築指導課 建築課 上田城跡整備室 櫓復元推進室	1 公共施設の被害調査に関すること 2 災害応急機材の調達確保に関すること 3 仮設住宅及び応急修理に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 連絡調整に関すること		◎都市計画課長		1 公共施設の被害調査に関すること	
145		◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○生築課長 ○上田城跡整備室長 ○櫓復元推進室長 住宅班	建築指導課 建築課 上田城跡整備室 櫓復元推進室	2 災害応急機材の調達確保に関すること 3 仮設住宅及び応急修理に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 連絡調整に関すること		◎都市計画課長			
145		○建築指導課長 ○建築課長 ○上田城跡整備室長 ○- 他復元推進室長 住宅班	建築指導課 建築課 上田城跡整備室 櫓復元推進室	3 仮設住宅及び応急修理に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 連絡調整に関すること				2 災害応急機材の調達催保に関すること	
45		○建築課長 ○上田城跡整備室長 ○櫓復元推進室長 住宅班	建築課 上田城跡整備室 櫓復元推進室	4 応急危険度判定に関すること 5 連絡調整に関すること		○建築指導課長			
45		○上田城跡整備室長○櫓復元推進室長住宅班	上田城跡整備室 櫓復元推進室	5 連絡調整に関すること		Contracts L. Lifety et a ES	建築指導課	3 仮設住宅及び応急修理に関すること	
45		○櫓復元推進室長 住宅班	櫓復元推進室			<u>○空家対策室長</u>	空家対策室	4 応急危険度判定に関すること	
45		住宅班		1 古党住宅の確保に関すること		○建築課長	建築課	5 連絡調整に関すること	
.45			住字政策課	1 古骨住宅の確保に関すること		(新設)			
45		<u>◎住宅政策課長</u>	住字政策測						
45			正七头来床	2 住宅のあっせんに関すること					
	284 DF Ar	Ass With Tall'		* マセ 数和かったまいしゃかかっ 明上マット	244 DE -EL AN	Ass With Tall'	T	1 7 H 数相所のとないとかが相に用して、1	
	消防対策		NV BEAN VEST	1 予報、警報等の伝達および広報に関すること	消防対策		NUMBERO SEST	1 予報、警報等の伝達および広報に関すること	
	部	◎消防総務課長	消防総務課	2 気象情報の収集に関すること	部	◎消防総務課長	消防総務課	2 気象情報の収集に関すること	
	Sale manden and	警防班	hade and other and ones	3 非常時における通信の確保に関すること	Note that a depth of the second	警防班	Section 1 - March 1 - Marc	3 非常時における通信の確保に関すること	
	消防部長	◎消防警防課長	消防警防課	4 災害の警戒及び防御に関すること	消防部長	◎消防警防課長	消防警防課	4 災害の警戒及び防御に関すること	
		◎中央消防課長	中央消防課	5 避難の勧告又は指示に関すること		◎中央消防課長	中央消防課	5 避難の勧告又は指示に関すること	
		○南部消防課長	南部消防課	6 被害者の救出、救助に関すること		○南部消防課長	南部消防課	6 被害者の救出、救助に関すること	
		○東北消防課長	東北消防課	7 被害者の避難誘導に関すること		○東北消防課長	東北消防課	7 被害者の避難誘導に関すること	
		○川西消防課長	川西消防課	8 水防に関すること		○川西消防課長	川西消防課	8 水防に関すること	
		○丸子消防課長	丸子消防課	9 死体の捜索に関すること		○丸子消防課長	丸子消防課	9 死体の捜索に関すること	
		○真田消防課長	真田消防課	10 消防、防災組織との連絡、防災活動に関すること		○真田消防課長	真田消防課	10 消防、防災組織との連絡、防災活動に関すること	
		予防班		11 り災証明に関すること (火災によるもの)		予防班		11 り災証明に関すること (火災によるもの)	
		◎消防予防課長	消防予防課	12 火災調査に関すること		◎消防予防課長	消防予防課	12 火災調査に関すること	
	上下水道			1 部の庶務に関すること	上下水道			1 部の庶務に関すること	
	対策部	◎経営管理課長	経営管理課	2 連絡調整に関すること	対策部	◎経営管理課長	経営管理課	2 連絡調整に関すること	
		○サービス課長	サービス課	3 情報の収集及び伝達に関すること		○サービス課長	サービス課	3 情報の収集及び伝達に関すること	
	上下水道			4 広報活動に関すること	上下水道			4 広報活動に関すること	
	局長			5 協力要請に関すること	局長			5 協力要請に関すること	
		上水道班		1 上水道施設の被害調査に関すること		上水道班		1 上水道施設の被害調査に関すること	
		◎上水道課長	上水道課	2 飲料水の応急給水に関すること		◎上水道課長	上水道課	2 飲料水の応急給水に関すること	
		○丸子・武石上下水道課長	丸子・武石上下水道課	3 上水道施設の応急対策に関すること		○丸子・武石上下水道課長	丸子・武石上下水道課	3 上水道施設の応急対策に関すること	
				4 上水道施設の復旧に関すること				4 上水道施設の復旧に関すること	
		浄水管理班		5 応急資機材の調達、確保に関すること		浄水管理班		5 応急資機材の調達、確保に関すること	
		◎浄水管理センター所長	浄水管理センター	6 飲料水の水質に関すること		◎浄水管理センター所長	浄水管理センター	6 飲料水の水質に関すること	
		下水道班		1 下水道施設の被害調査に関すること		下水道班		1 下水道施設の被害調査に関すること	
		◎下水道課長	下水道課	2 下水道施設の応急対策に関すること		◎下水道課長	下水道課	2 下水道施設の応急対策に関すること	
		○丸子・武石上下水道課長	丸子・武石上下水道課	3 下水道施設の復旧に関すること		○丸子・武石上下水道課長	丸子・武石上下水道課	3 下水道施設の復旧に関すること	
				4 応急資機材の調達、確保に関すること				4 応急資機材の調達、確保に関すること	
				5 放流水の水質に関すること				5 放流水の水質に関すること	1
1	議会対策			1 議会への連絡に関すること	議会対策			1 議会への連絡に関すること	1
1	部	◎議会事務局次長	議会事務局	2 応急対策に関すること	部	◎議会事務局次長	議会事務局	2 応急対策に関すること	1
1		協力班		1 応急対策に関すること		協力班		1 応急対策に関すること	1
1		◎選挙管理委員会事務局長	選挙管理委員会事務局			◎選挙管理委員会事務局長	選挙管理委員会事務局		1
	局長	○監査委員事務局長	監查委員事務局		局長	○監査委員事務局長	監査委員事務局		

+			新				旧		修正理由・備
	教育対策部 教育次長	学校教育班 ◎学校教育課長 ○教育総務課長 ○教育施設整備室長	学校教育課 教育総務課 教育施設整備室	教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関すること 学校内の災害対策に関すること 学校施設の避難場所に関すること 連絡調整に関すること	教育対策 部 教育次長	学校教育班 ◎学校教育課長 ○教育総務課長 ○教育施設整備室長	学校教育課 教育総務課 教育施設整備室	教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関すること 学校内の災害対策に関すること 学校施設の避難場所に関すること 連絡調整に関すること	市組織以正等に わせた災害対策 部体制の見直し 伴う修正
		生涯学習班 ◎生涯学習・文化財課長 ○ <u>櫓復元推進室長</u> ○上田城跡整備室長	生涯学習・文化財課 <u>櫓復元推進室</u> 上田城跡整備室	1 社会教育施設、文化財等の被害調査及び応急対策に 関すること		生涯学習班 ◎生涯学習・文化財課長 ○スポーツ推進課長 (新設)	生涯学習・文化財課 スポーツ推進課	1 社会教育施設、文化財等の被害調査及び応急対策に 関すること 2 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること	
		学校保健給食班 ◎学校保健給食課長 ○第一学校給食セケー所長 ○第二学校給食セケー所長 ○丸子学校給食セケー所長 協力班	学校保健給食課 第一学校給食センター 第二学校給食センター 丸子学校給食センター	1 児童生徒の健康保持に関すること 2 学校給食施設の被害調査に関すること 3 学校給食の復旧に関すること 4 炊出し協力調整に関すること 1 応急対策に関すること		協力班 ◎中央公民館長 ○上田市立上田図書館長 ○上田情報フイプラリー館長 ○上田市立博物館長	中央公民館 上田市立上田図書館 上田情報ライブラリー館 上田市立博物館	1 応急対策に関すること <u>※ 中央公民館長は、西部・城南・上野が丘・塩田・川西</u> の各公民館に連絡する。	
		◎中央公民館長 ○上田市立上田図書館長 ○上田情報ライプラリー館長 ○上田市立博物館長 ○西部公民館 ○城南公民館	中央公民館 上田市立上田図書館 上田情報ライブラリー 上田市立博物館 西部公民館 城南公民館						
	地域対策 部 上田地域 自治セン ター長		豊殿地域自治センター 塩田地域自治センター 川西地域自治センター 西部公民館 城南公民館	1 地域対策に関すること 2 連絡調整に関すること 3 応急対策に関すること	部	上田地域対策班 ◎豊殿地城自治セケー長 ◎塩田地城自治セケー長 ○西部公民館長 ○城南公民館長	豊殿地域自治センター 塩田地域自治センター 川西地域自治センター 西部公民館 域南公民館	1 地域対策に関すること 2 連絡調整に関すること 3 応急対策に関すること	
	(地域全体)、	○上野が丘公民館長 ○塩田公民館長 ○川西公民館長 丸子地域対策班	上野が丘公民館 塩田公民館 川西公民館		(地域全体)、	○上野が丘公民館長 ○塩田公民館長 ○川西公民館長 丸子地域対策班	上野が丘公民館 塩田公民館 川西公民館		
	自 治 セ ン ター長 (丸 子地域)、	◎丸子地域自治センター次長	丸子地域自治センター 丸子地域振興課 丸子市民サービス課 丸子産業観光課 丸子地域建設課		自治セン ター長 (丸 子地域)、 真田地域	◎丸子地域自治セケー次長○丸子市民サービス課長○丸子産業観光課長○丸子建設課長○丸子地域教育事務所長	丸子地域振興課 丸子市民サービス課 丸子産業観光課		
	自治セン ター長(真 田地域)、 武石地域		九子地域農地整備事務所 丸子地域教育事務所 上田市丸子学校給食むター 丸子図書館 丸子文化会館		自治セン	○上田市丸子学校給食セク-所長 ○丸子図書館次長 ○丸子文化会館次長 ○丸子公民館次長	九子地域教育事務所 上田市丸子学校給食センター 丸子図書館 丸子文化会館 丸子公民館		
	自治セン	真田地域対策班 ◎真田地域対策班 ◎真田市民サービス課長 ○真田産業観光課長 ○真田連城建設課長 ○真田地域建設課長 ○真田地域改育事務所長 ○真田地域教育事務所長 ○真田増越な教育事務所長			自治センター長(武石地域)、	東田地域対策班 ②真田地域自治セクー次長 真田地域自治セクー次表 ・真田産業観光課長 ・真田建設課長 ・真田地域教育事務所長 ・真田図書館次長 ・真田中央公民館次長			
		○真田中央公民館次長 武石地域対策班 ○武石地域自治セット次長 ○武石市民サービス課長 ○武石産業観光課長	真田地域教育事務所 真田図書館 真田中央公民館 武石地域自治センター 武石地域振興課 武石市民サービス課			武石地域対策班 ③武石地域自治セケー次長 ○武石市民サービス課 ○武石産業建設課 ○武石地域教育事務所長 ○武石公民館次長	武石地域自治センター 武石地域振興課 武石市民サービス課		
		○武石地域建設課長 ○武石地域農地整備事務所長 ○武石地域教育事務所長 ○武石公民館次長	武石産業観光課 武石地域建設課 武石地域農地整備事務所 武石地域教育事務所 武石公民館						

頁		新		修正理由・備考				
146	各部共通事務分	掌	各部共通事務分	各部共通事務分掌 〔連絡調整担当班〕				
	な連絡調整を図 連絡員は、災 ○対策部長 ○対策部内	を除く各対策部長は、災害対策本部設置時に災害対策本部会議と対策部内各班との迅速 るため、所属職員(課長補佐又は係長級)から予め連絡員を1名定めるものとする。 害対策本部室に待機し、次の業務を行う。 の指示、その他班長への連絡事項の伝達 各班から対策部長又は本部長への連絡事項の伝達	<u>(新設)</u>		部体制の見直しに伴う修正			
	<u>〔連絡調整担当</u> 全部局	班」	全部局	職員安否、参集、被災状況の把握に関すること				
	至部同		至部同					
	施設所管課	施設利用者の安全確保及び安否確認並びに施設の保全に関すること 施設の被害、周辺の被災状況の調査と報告に関すること 施設の災害応急対策と災害復旧に関すること 避難を求める者がいる場合は適切に保護し、本部に報告すること	施設所管課	施設利用者の安全確保及び安否確認並びに施設の保全に関すること 施設の被害、周辺の被災状況の調査と報告に関すること 施設の災害応急対策と災害復旧に関すること 避難を求める者がいる場合は適切に保護し、本部に報告すること				
	①被害調査結身	₽の報告・・・・・・凍報、詳報 □	①被害調査結	果の報告・・・・・速報、詳報				
	②応急措置等の ③指定避難所の ④その他必要が ⑤関係上部機関 ⑥土砂災害危関	D結果報告 D運営に関すること	②応急措置等 ③指定避難所 ④その他必要 ⑤関係上部機 ⑥土砂災害危	の結果報告 班長→部長→ <u>本部室長</u> →本部長 の運営に関すること				



第3章 災害応急対策計画



頁	新	旧	修正理由・備考
166	第7節 救助・救急・医療活動 第3 活動の内容 2 医療活動 (1)基本方針 ア 市は、「上小地域災害時医療救護活動マニュアル」により上田保健福祉事務所と連携し、災害時における医療救護体制に基づき、上田市医師会、小県医師会、上田小県歯科医師会、上田薬剤師会、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害拠点病院等とともに、医療救護活動等を行う。また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請する。 (エ)日本赤十字社長野県支部長は、県内2か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。 (略) (略) (位)(一社)長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処理活動等を行うものとする。	第7節 救助・救急・医療活動 第3 活動の内容 2 医療活動 (1)基本方針 ア 市は、「上小地域災害時医療救護活動マニュアル」により上田保健福祉事務所と連携し、災害時における医療救護体制に基づき、上田市医師会、小県医師会、上田小県歯科医師会、上田薬剤師会、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害拠点病院等とともに、医療救護活動等を行う。また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請する。 (エ)日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。 (略)	長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)
180	第12節 避難収容及び情報提供活動 1 避難情報を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。 市長は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。 3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 4 市は、避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 (図を削除)	第12節 避難情報を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。 市長は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。 3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 市は、避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)
181	第3 活動の内容 1 避難情報 (2)実施計画 ア 実施機関 (ウ)県、指定行政機関及び指定地方行政期機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務 に関し、避難情報の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、市は、避難指 示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用 し、適切に判断を行うものとする。	第3 活動の内容 1 避難情報 (2)実施計画 ア 実施機関 (ウ)県、指定行政機関及び指定地方行政期機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務 に関し、避難情報の対象地域、判断時期等について助言するものとする。	

頁	新	旧	修正理由・備考
181	ウ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等 (ア) 市長の行う措置 a 避難指示 (a) 長野地方気象合から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断され <u>る地域</u> (略) (d) <u>国又は</u> 長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報(はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報)が発表され、避難を要すると判断される地域 (略)	ウ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等 (ア) 市長の行う措置	国の防災基本計画、 長野県地域防災計 画に合わせて修正 (文言の追加・修正) (避難所における新 型コロナウイルス 感染症対策につい て追記)
183	(エ) 警察官の行う措置 a 指示 (c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警 察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者そ の他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。 この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。 (略)	(エ) 警察官の行う措置	
188	5 指定避難所の運営 (2) 実施計画 イ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られる ように努めるものとする。 (ア) 避難者 (イ) 住民 (ウ) 自主防災組織 (エ) 他の地方公共団体 (オ) ボランティア (カ) 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者 (略) キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難	5 指定避難所の運営 (2)実施計画 イ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。 (ア)避難者 (イ)住民 (ウ)自主防災組織 (エ)他の地方公共団体 (オ)ボランティア (カ)避難所運営について専門性を有した外部支援者 (略) キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や	
	者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 <u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れ</u> <u>を適切に行うものとする。</u>	避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じ るよう努めるものとする。	
197	第14節 食料品等の調達供給活動 第3 活動の内容 1 食料品等の調達 (2)実施計画 <u>ア</u> 市は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。 <u>イ</u> 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレル ギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。	第14節 食料品等の調達供給活動 第3 活動の内容 1 食料品等の調達 (2)実施計画 市は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。	国の防災基本計画、 長野県地域防災計 画に合わせて修正 (文言の追加・修正)

頁	新	旧	修正理由・備考
202	第17節 保健衛生、感染症予防活動	第17節 保健衛生、感染症予防活動	長野県地域防災計
	第2 主な活動	第2 主な活動	画に合わせて修正
	1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、	1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、	(文言の追加・修正)
	被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止の	被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止の	
	ための措置を講ずる。 さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努め	ための措置を講ずる。	
	<u> రె.</u>		
	第3 活動の内容	第3 活動の内容	
	1 保健衛生活動	1 保健衛生活動	
	(1) 基本方針	(1) 基本方針	
	災害発生直後より、被災地及び指定避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被	災害発生直後より、被災地及び指定避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の救護及び	
	災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。	健康管理のための保健活動を行う。	
	また、被災世帯及び指定避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとと	また、被災世帯及び指定避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとと	
	もに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。	もに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。	
	このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理	このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理	
	に必要な措置を講ずる。	に必要な措置を講ずる。	
	(2) 実施計画	(2) 実施計画	
	(ア) 被災者の避難状況を把握し、上田保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとと	(ア) 被災者の避難状況を把握し、上田保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとと	
	もに被災者台帳等に反映するものとする。	もに被災者台帳等に反映するものとする。	
	(イ)被災者の健康を確保するために、指定避難所等の整備に努め、健康相談等を行うものとする。	(イ)被災者の健康を確保するために、指定避難所等の整備に努め、健康相談等を行うものとする。	
	(ウ)被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、	(ウ)被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、	
	給食施設等の復旧活動等を速やかに推進するものとする。	給食施設等の復旧活動等を速やかに推進するものとする。	
	(エ) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況	<u>(新設)</u>	
	の確認等を行い継続ケアに努める。		
218	第26節 通信・放送施設広急活動	第26節 通信・放送施設応急活動	長野県地域防災計
210	第3 計画の内容	第3 計画の内容	画に合わせて修正
	2 電信電話施設の応急活動	2 電信電話施設の応急活動	(文言の追加・修正)
	2 電信電品加速及の心态信勤 (2) 実施計画(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ㈱、KDDI㈱、	(2) 実施計画(東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ㈱、KDDI㈱、	
	ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株が実施する計画])	ソフトバンク㈱が実施する計画])	
	ファイン・ファロ <u>ス 本人 C・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	7 7 1 1 7 10 10 AMB 7 WHI 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	

第4章 災害復旧計画

頁	新	旧	修正理由・備考
248	第1節 復旧・復興の基本方針の決定 第3 活動の内容 2 支援体制 (2)実施計画 市、県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員 の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求め る場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。	第1節 復旧・復興の基本方針の決定 第3 活動の内容 2 支援体制 (2)実施計画 市、県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員 の派遣、その他の協力を求めるものとする。	国の防災基本計画、 長野県地域防災計 画に合わせて修正 (文言の追加・修正)